

平成 15 年 1 月 15 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第7号

「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、「社債等の振替に関する法律」(「短期社債等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)を一部改正、以下「社債等振替法」という)に基づくコマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)の無券面化(ペーパーレス化)に関し、その実際の導入に際して質問が多い発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱いを検討してまいりましたが、平成 15 年 1 月 14 日の第 25 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 15 年 1 月 29 日(水)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：ecp@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

本公開草案の概要

取引の概要

- 従来、法律上、約束手形とされていた CP（以下「手形 CP」という。）が、社債等振替法では短期社債（以下「電子 CP」という。）とされている。
- しかしながら、電子 CP は、主に決済方法の利便性や安全性の向上を目的として導入されたものであり、従来の手形 CP と同一の商品性を保つように商法における社債の規定の一部を適用除外とするなど、その経済的実質は、今後も並存する手形 CP と相違はないと考えられる。
- このため、電子 CP は、社債として取り扱われる法律上の位置付けに従うほか、その会計処理及び表示については、経済的実質を重視して、従来の手形 CP と同様の取扱いもできると考えられる。
- なお、電子 CP の資金運用側の会計処理及び表示については、「有価証券」として、従来の手形 CP と同様の取扱いとなると考えられる。

発行者の会計処理及び表示

貸借対照表

- 社債金額を貸借対照表価額とする。
- 流動負債において「短期社債」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記することとし、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示することができる。
- 「コマーシャル・ペーパー」等として掲記した場合で、その金額に重要性があるときには、電子 CP が含まれている旨及び金額を貸借対照表に注記することが適当と考えられる。

損益計算書

- 「短期社債利息」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記することとし、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示することができる。
- 低価発行による差額は、「社債発行差金」又は従来の手形 CP と同様に「前払費用」として計上し、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分する。

以上

